

## 伊勢市水道事業ビジョンの見直しについて

### 1 パブリック・コメント実施概要

(1) 案件

伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）

(2) 周知方法

広報いせ、公報、ホームページ、CATV文字放送、LINE、デジタルサイネージで周知し、中間見直し（案）をホームページに掲載するとともに、次の場所に供え置き閲覧に供した。

(3) 縦覧場所（20箇所）

- ・上下水道部上水道課
- ・総務部総務課
- ・伊勢市役所本庁舎本館1階市民ホール
- ・各総合支所生活福祉課（二見・小俣・御園）
- ・支所（神社・大湊・浜郷・宮本・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木）
- ・伊勢市立伊勢図書館及び小俣図書館
- ・生涯学習センター（いせトピア）
- ・二見生涯学習センター
- ・いせ市民活動センター

(4) 対象者

市内に在住または通勤・通学している方など

(5) 実施期間

令和5年12月1日～令和6年1月4日

### 2 パブリック・コメント結果

意見者数1名(9件)

提出方法 郵送1

### 3 意見内容及び市の考え

ページ	寄せられた意見	市の考え
2-10	②官民連携、広域連携の推進 委託範囲の拡大や包括委託等の検討、さまざまな官民連携手法の適用性の検討 官民連携の導入可能性について、継続検討等とあります。 民間事業者が水道事業を運営した場合、必ず、利益獲得が目的であり、株主配当とかも必要経	官民連携につきましては、現在、水道料金の徴収業務等、業務の一部を民間に委託しています。今後も将来にわたり安全で安心な水を供給する体制づくりに向けて、適正な官民連携のあり方について検討をしていきます。なお、現状においては水道事業運営のすべてを民間に委託することは考えておりません。

	<p>費になり、その結果、水道料金の値上げ、水質の低下、給水停止など不都合な事態が発生した場合、民間委託を解消するとなったら、膨大な賠償金が科されるので、反対です。後の祭りにならないよう嚴重に注意して頂きたい。安全、安心の命の水の確保は必要不可欠と考えます。</p>	
3-13	<p>老朽管の改修が必要は当然です。</p>	<p>老朽管の更新については、修繕が多い箇所や経過年数を考慮し、計画的に更新を進めています。</p>
3-15	<p>水道事業に電力を要し、省エネや再生可能エネルギー利用の向上が重要とあり、賛成です。地産地消で地域の活性化にも役立ててほしいと願っています。</p>	<p>環境への負荷低減のため、太陽光発電などの採用を積極的に推進します。</p>
3-17	<p>安全な水の保証は最重要課題です。</p>	<p>水道法に基づき策定した「水質検査計画」に従い、水質検査や水質監視を行い、今後も安全な水道水を供給していきます。</p>
3-19	<p>県営南勢志摩水道用水供給事業の浄水水質については、詳しく表示されていますが、伊勢市の水質については表示されていません。</p> <p>発癌性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）についても検査し、発生場所があれば嚴重に取り締まってほしいです。</p> <p>また、カドミウムやヒ素も重要です。現在、「あきたこまちR」や「こしひかり環1号」等、重イオンビーム育種を政府が推奨していますが、専門家の説明によれば、これらは問題だと述べています。カドミウムを除去するための操作だが、それによってマンガンが減少し、イネの長けが長くなり、倒れやすくなり収穫も減少するそうです。なので、カドミウムが少なければする必要が無く、従来品種が望まれます。</p>	<p>市の水質検査結果は、第3章の18ページに表記しており、毎年水質検査結果についてはホームページに掲載しております。</p> <p>また、PFASについては、厚生労働省が令和2年度に「水質管理目標設定項目」に追加したことから、本市でも検査を実施し、暫定目標値以内であることを確認しており、検査結果は、ホームページでも公表しております。</p> <p>なお、下水道処理場の放流水については、下水道法に基づく排水基準に基づき年2回の水質検査を実施し、基準値内であることを確認しています。</p>

	さらに、下水汚泥を肥料にしようという動きもあります。これについても有毒物質が含まれていないか知る必要があります。よって、上下水道とも水質検査を十分行ってほしいのでよろしくお願いします。	
3-21 ～ 3-33	水道施設の耐震性については詳細に述べています。重要課題として取り上げられているのが分かります。	水源池や配水池等については、計画的に耐震診断を行い、補強や更新により耐震化を行っています。また、管路については、災害時に重要となる施設までの管路を優先的に更新し、耐震化を進めています。
4-10	本市独自の更新基準が法定耐用年数40年より大幅に長く設定されていて大丈夫なのでしょう。	法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則に規定する配水管の減価償却を行うための耐用年数であり、本市の更新基準は実際の配水管の全国平均使用年数実績例に基づき設定し、計画的に更新を行っています。
6-10 ～ 6-16	災害に対する強靱化に力を入れています。地震が各地で発生し、気候変動による災害も多発していることから、当然かとも思われます。	近年の頻発する自然災害に対応するため、施設や管路の耐震化を計画的に進め、さらに施設の耐水化や土砂災害対策などの整備を進めています。
6-14	小俣浄水化センター跡地に上下水道庁舎の建設が予定され、もまなく施行されようとしています。どのような庁舎を建設しようとしているのか不明ですが、P7-3で、職員数が40人余なのに、庁舎が必要なのか疑問です。	現在、上下水道部は水道事業・下水道事業合わせて約100名が業務を行っています。 小俣浄化センター跡地は、津波、土砂災害等災害リスクが少ないため、災害後直ちに応急復旧や応急給水が行えるよう災害復旧拠点となる庁舎の建設を進めています。

#### 4 見直し（案）の修正内容

(1) パブリック・コメントを受けての修正  
修正なし。

(2) 前回の審議会（令和5年8月25日開催）の意見を受けての修正

ページ	修正内容
P7-7 4～8行目	料金改定を行った場合のシミュレーションの条件の優先度の整理
P7-7 9・10行目	修正前) 令和11年度から約24%、令和16年度から約9%増収 修正後) 令和11年度から約24%、 <u>さらに</u> 、令和16年度から約9%増収

(3) 市議会産業建設委員協議会（令和5年11月20日開催）の意見を受けての修正

ページ	修正内容
P2-5 表：水源施設の概要 P2-6 表：配水池の概要 P2-7 表：加圧ポンプ場の概要	耐震性能、耐用年数を追記
P2-13 表：戦略的業務指標の進捗状況	目指す方向の意味を追記
P3-1～P4-16 の第3章及び第4章 国・県内・類似団体との比較グラフ	令和3年度のデータを追記及び和暦と西暦を併記
P3-17 水質管理状況 P3-18 (3)浄水の水質 P3-19 表：県営南勢志摩水道用水供給事業の浄水水質 P4-15 課題の整理 P5-2 施策の体系 P5-3 SDGsとの関係 P6-9 PFOS及びPFOA等対策 用語集-8 PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAについて追記

## (4) その他の修正箇所

ページ	修正内容
P 3-7 (2)料金水準の図	現在の水道料金に更新
P 3-27 表：水道に関する災害時協定	一般社団法人三重県水門・水環境施設協会を追記
P 4-8 3行目 過去5カ年の平均更新延長	修正前) 10 km 修正後) <u>9.3</u> km
P 4-13 5行目 50歳以上の職員の年齢構成	修正前) 全体の34%となって 修正後) 全体の <u>31.6</u> %となって
P 7-1 表：事業計画 P 7-5 表：資本的収支の見通し P 7-6 表：中長期における財政収支の見通し（現行料金） P 7-7 中長期における財政収支の見通し（料金改定を行った場合）	別紙のとおり
P 7-2 図：事業費の推移 P 7-5 図：資本的収支の推移	上記表の修正に伴う図の修正